鹿児島県公報

令和2年4月21日(火)第99号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

告

公

示

告

○保安林の指定

- (森づくり推進課取扱い) 1
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援

医療機関の指定の辞退

(障害福祉課取扱い) 1

○公共測量の終了

(監理課取扱い) 2

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可

(港湾空港課取扱い) 2

(情報政策課取扱い) 3

○一般競争入札公告

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表

(選挙管理委員会取扱い) 5

公安委員会告示

○游技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 6

鹿児島県告示第474号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として 指定する。

令和2年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
 - 出水市下大川内字新谷759番1,759番4
- 2 指定の目的
 - 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和2年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

		薬	局	辞退年月	自立支援医療
名	称		所 在 地	日	の種類
サン調剤薬局			霧島市横川町中ノ244番地3	令和2年	育成医療・更
				4月30日	生医療

鹿児島県告示第476号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 指宿市長から令和元年7月26日鹿児島県告示第244号で告示した公共測量の実施は、令和2年 3月19日終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第477号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定により,次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和2年4月21日

指宿港港湾管理者 鹿児島県 代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 しゅん功認可年月日 令和2年4月13日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

指宿市

指宿市十町2424番地

指宿市長 豊留悦男

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

指宿市湊四丁目1274番8,同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地、同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から94度50分47秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ西側の円弧、②の地点と③の地点を結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位(D.L.+3.14メートル)における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成元年2月8日付け鹿児島県告示第214号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.90メートルにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 国土地理院指宿港四等三角点 (北緯31度14分27秒3952, 東経130度39分05秒6392) から245度58分51秒218.62メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から180度59分49秒214.85メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から261度26分42秒37.31メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から1度52分59秒221.23メートルの地点
- (3) 面積

8,520.87平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 埋立免許年月日及び番号

平成30年11月20日

指令港空第255号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

指宿市

公告

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和2年4月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量 職員コミュニケーションシステム及び関連機器の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 入札説明書による。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 借入期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年 4 月 2 1日 から同年 5 月 15 日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に

間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報システム係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和2年6月18日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月19日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎11階)会議室11-農-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- ⑦ 交付場所 (2)に同じ。
- (イ) 交付期限 令和2年5月22日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約 に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報システム係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2384

ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Staff Communication System Lease Equipment: 1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 18 June 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Information Policy Division

Planning Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 2384

FAX 099 - 286 - 5527

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第12号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和2 年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わ ず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和2年4月21日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

Į	政治団体の名称	代表者の氏症	名	会計 の	責任者 氏 名	主たる事務所の所在地
幸	多実後援会	義山 正夫		幸多	達郎	大島郡伊仙町伊仙2898-1
な	かの健一後援会	中野 健一		中野	広美	出水市野田町下名4519-1

鹿児島県公報

永野しんご後援会	永田	操	永田	薫	肝属郡東串良町新川西5096- 3
南海青雲塾	上野	勝雄	上野	勝雄	西之表市西町7129-1番地
未来を考える会	田中	和矢	田中	利矢子	いちき串木野市元町100番地

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第46号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P鳳凰∞LM	マルホン工業株式会社	0P0199
ぱちんこ遊技機	Pひぐらしのなく頃に~憩~AZ	株式会社大一商会	9P1770
ぱちんこ遊技機	P南国育ち59AU2	株式会社アムテックス	0P0012
回胴式遊技機	S吉宗 3 EA 5	株式会社サボハニ	9S1783
回胴式遊技機	Sパチスロ沖ハナMB	株式会社オッケー.	0S0153
回胴式遊技機	Sパチスロ沖ハナKA	京楽産業. 株式会社	9S1805